

雇用保険制度研究会（第5回）	資料2
令和4年10月26日	

失業認定について

雇用保険の受給関連手続におけるデジタル技術の活用の要請

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

No.15 性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証

- b 厚生労働省は、デジタル完結・自動化原則をはじめとするデジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続の在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、1年を目途に結論を得る。

あわせて、市町村取次の対象者等の公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者については、上記検討の結論を待たず、速やかに負担軽減のための必要な対応を検討し、可能なものから順次措置する。

令和4年10月14日 加藤厚生労働大臣閣議後記者会見（抄）

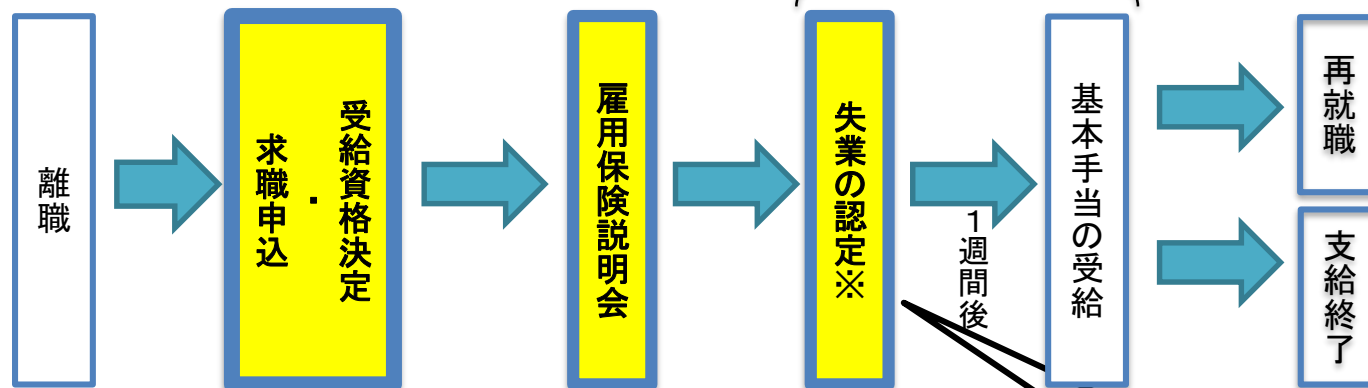
10月11日（火）に河野デジタル大臣と岡田規制改革担当大臣と私で、いわゆる2プラス1大臣会合を開催いたしました。その際、労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐規制の見直し、ハローワークにおける失業認定のオンライン化について議論し、合意したところであります。

（略）ハローワークにおける失業認定については、雇用保険の受給に関する手続きの際、全員一律に4週間に一度ハローワークへの出頭を求める取扱いを見直すことといたします。まずは、離島に在住するなどハローワークに出向くことが大きな負担となっている方に対して、遅くとも来年4月からオンラインを活用した取組を実施し、検証を行うこととしております。その上で、検証結果も踏まえつつ、また諸外国の実態も参考にできるだけ速やかに結論を得たいと考えております。岸田内閣が進める規制改革、デジタル改革を、厚労省としても関係大臣と連携をとりながら、しっかりと進めてまいります。

基本手当の受給手続の流れ

- 受給資格決定及び失業の認定(4週間に1回)を受けるためには、ハローワークへの出頭が必要。
- ハローワーク職員との面談により、労働の意思・能力の有無等の確認を受ける。

原則として **4週間に1回**



※職業紹介と一体的に運営

・労働者の離職後、事業主が「喪失届」をハローワークに提出
・ハローワークにおいて離職時賃金額や離職理由を審査の上、離職票を離職者に交付

・求職者はハローワークに出頭し、**職業相談部門に求職の申込み**を行う。
・雇用保険部門に離職票等の必要書類を提出の上、**ハローワーク職員との面談により、受給に必要な被保険者期間や労働の意思・能力の有無等の確認**を受ける。

⇒受給資格の決定がなされる

求職者は説明会会場に出向き、**受給資格者証の交付**を受けるとともに、ハローワーク職員から雇用保険の受給に当たっての留意事項等(※)の説明を受ける。
※認定日に来所必要、必要な求職活動実績、就職した場合の申告方法、不正受給の注意喚起等

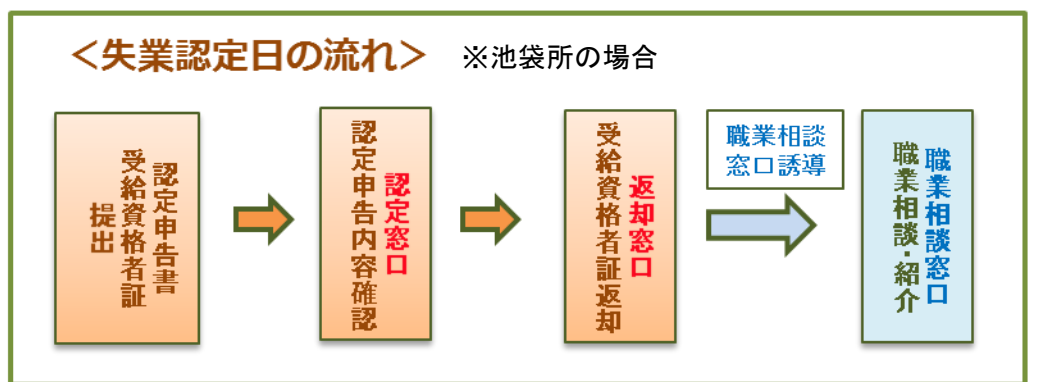
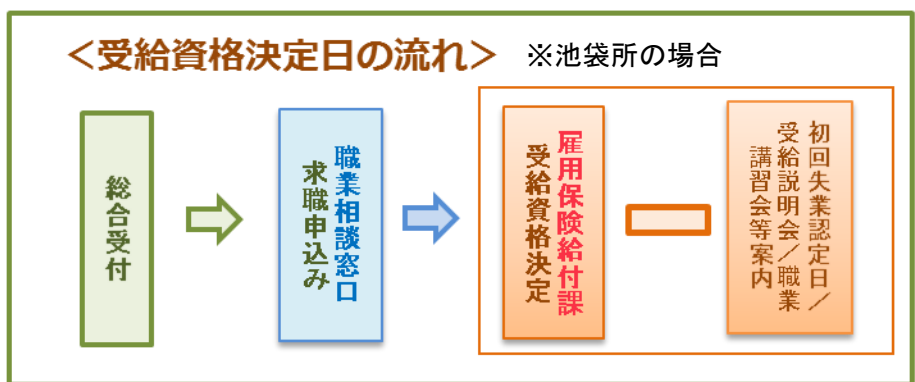
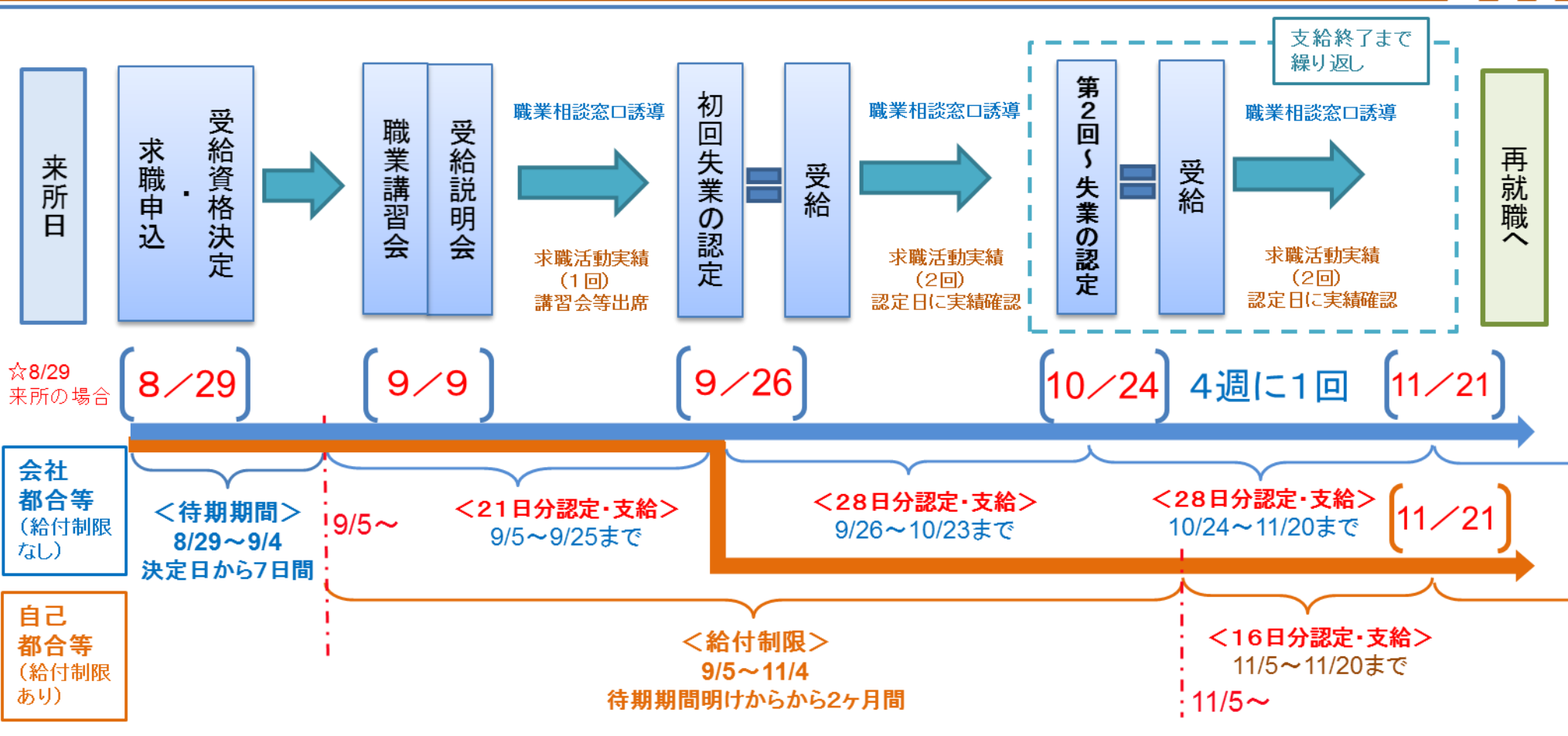
★**職業講習会**(ハローワークの利用案内、就職活動方法や準備の進め方、応募書類の作成や面接のポイント等を説明)と同時開催が多い。

求職者は失業の認定日に**ハローワークに出頭**し、受給資格者証及び失業認定申告書を提出の上、**ハローワーク職員との面談により、就労の有無、労働の意思・能力の有無等の確認**を受ける。

⇒失業の認定がなされる

★求職活動が低調な者等に対し、就職意欲を喚起するとともに**職業相談部門に誘導**。

雇用保険(基本手当)受給手続きの流れ(詳細)



雇用保険受給資格者証

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-17-000109-7	2. 氏名 三好 知	
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 年齢 27
	6. 生年月日 4-010416	7. 求職番号 12345
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名) 安定所現金(G)		
10. 資格取得年月日 190401	11. 離職年月日 281231	12. 離職理由 40
13. 60歳到達時賃金日額 6,666	14. 離職時賃金日額 6,666	15. 給付制限
16. 求職申込年月日 290104	17. 認定日 1型-月 291231	18. 受給期間満了年月日 291231
19. 基本手当日額 4,747	20. 所定給付日数 90	21. 通算被保険者期間 090900
22. 離職前事業所名 株式会社 労働市場センター		
23. 再就職手当支給歴 0 0 0 0		
24. 特殊表示(災害時、一括、巡回、市町村)		

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地 〒177-0044 練馬区上石神井

管轄地方運輸局所在地

電話番号 03-3929-3311

交付 年 月 日 センター 公共職業安定所
公共職業安定所
局長印

注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の窓に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に届込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に支所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りや不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の給付を命ぜられ、また、追徴される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に所した失業の認定日に届書を出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に「NNN」雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

求職番号

支給番号

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

（第2面）

◎裏面

■給付制限がない場合

行数	給付月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0530	22-012345-6		コヨウ タロウ			次回認定日 06月 27日
2		待期満了 待期満了日	040508				
3		040509-0529	21	基本手当	¥〇〇〇,〇〇〇	69	
4							

「040509-0529」「21」とは、認定期間(令和4年5月9日～5月29日)と認定した支給日数(21日)です。

残っている支給日数です。

■給付制限がある場合

行数	給付月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0530	22-012345-6		コヨウ タロウ			次回認定日 07月 22日
2		待期満了 待期満了日	040508				
3		給付制限期間 040509-040708		離職理由 40			
4							

「040509-040708」とは、給付制限を受けた場合に表示され、この期間(令和4年5月9日～7月8日)は基本手当は支給されません。

※上記のほか、求職活動実績や自己の労働による収入等を記録。

主な離職理由

- 11・12：解雇、21・22：雇止め、23・24：期間満了
- 25：定年、移籍出向、31・32：事業主都合
- 33・34：やむを得ない理由
- 40・45：自己都合、50・55：重責解雇など

失業認定申告書

■「就職・就労」、「内職・手伝い」の申告

様式第14号（第22条関係）（第1面） 失業認定申告書

※ 標準欄別 11203

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いを行いましたか。

ア した
就労又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。

イ しない

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分）などを記入してください。

収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動を行いましたか。

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等			
(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等			
(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等			
(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	
(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	

イ 求職活動をしなかった
(その理由を具体的に記載してください。)

4 中、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されたら、すぐに応じられますか。

ア 応じられる
イ 応じられない

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

ア 就職	イ 自営
月 日より就職(予定)	月 日より自営開始(予定)
事業所名(〒)	電話番号()

雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 支給資格者氏名
(この申告書を提出する日) 地方運輸局長 支給番号()

※ 公共職業安定所又は地方運輸局に提出する特別交付書の日

1. 請求番号
2. 支店区分 (〒)
3. 申請した年月日
4. 支給期間
5. 内職又は手伝いによる収入
6. 基本手当支給日数
7. 就業中支給日数
8. 就業中に得た特別交付書の日数
9. 就業年月日一割減

次 届 出 日 時 刻
月 日 時から 時まで

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いを行いましたか。

ア した
就労又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。

イ しない

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分）などを記入してください。

収入のあった日	10	月	26	日	収入額	5,000	円	何日分の収入か	2	日分
収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分				
収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分				

※就職・就労：原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（カレンダーに○印）
内職・手伝い：原則として1日の労働時間が4時間未満のもの（カレンダーに×印）

■ 求職活動実績の申告

※認定対象期間（前回の認定日から今回の認定日の前日までの原則28日間）に、原則2回以上の求職活動実績が必要。

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動を行いましたか。

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	10/3	ハローワーク〇〇	職業講習会受講
(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等	10/5	〇〇人材サービス 03-000-△△△	職業紹介(会社名:〇〇工業(株)) 書類送付
(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等	10/18	〇〇派遣会社 03-000-□□□	派遣先事業所斡旋(会社名:(株)〇〇) 〇月〇日面接予定
(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
ハロワ商事 (電話番号 03-000-×××)	10/10	インター ネット	事務	(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	不採用
(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	

イ 求職活動をしなかった
(その理由を具体的に記載してください。)

市町村の取次ぎによる失業認定の見直し方針

1 現行制度

対象者： 管轄ハローワークへの出頭に往復6時間以上要する市町村(職業安定局長の承認を受けた地域に限る。)に居住している基本手当の受給資格者

仕組み： 失業認定日に市町村役場に出頭し、市町村職員が労働の意思・能力の有無等を確認した上で、必要書類を管轄ハローワークに取り次ぎ、管轄ハローワーク職員が失業認定を行い支給

※受給資格決定時は管轄ハローワークへの出頭が必要。離島等の一部の市町村では、テレビ会議システムを利用してオンラインで受給資格決定を実施。

対象地域： 7労働局管内の52市町村(主に離島)(令和4年度)

2 見直し方針(試行実施)

- 規制改革実施計画及び雇用保険制度研究会における議論を踏まえ、遅くとも令和5年4月から、まずは市町村取次ぎ対象者について、オンラインによる失業の認定を試行実施し、その効果を検証することとする。

【現行の取扱い】

受給資格決定

ハローワークへの出頭が必要
本人は管轄ハローワークに出頭し、離職票等の必要書類を提出の上、受給資格の確認を受ける

失業認定

市町村役場にて、市町村職員が面談
本人は失業認定日に市町村役場に出頭し、失業認定申告書等を提出の上、市町村職員と面談

⇒ 市町村職員は、労働の意思・能力の有無等を確認し、失業認定申告書等を管轄ハローワークに取り次ぐ

⇒ 管轄ハローワーク職員は、取り次いだ書類をもとに改めて労働の意思・能力の有無等を確認の上、失業の認定を行い支給決定

⇒ 認定結果を受給資格者証に印字の上、管轄ハローワークから本人へ郵送

【試行案】

受給資格決定

市町村役場にて、HW職員がオンラインで面談
本人は市町村役場に出頭し、離職票等の必要書類を提出の上、管轄ハローワーク職員とオンラインで面談し、受給資格の確認を受ける

失業認定

市町村役場にて、HW職員がオンラインで面談
本人は失業認定日に市町村役場に出頭し、失業認定申告書等を提出の上、管轄ハローワーク職員とオンラインで面談

⇒ 管轄ハローワーク職員は、労働の意思・能力の有無等を確認の上、失業の認定を行い支給決定

⇒ 市町村職員は失業認定申告書等を管轄ハローワークに取り次ぐ

⇒ 認定結果を受給資格者証に印字の上、管轄ハローワークから本人へ郵送

失業給付の運営比較(日本、フランス、ドイツ)

	日本	フランス	ドイツ
労働の意思・能力に関する受給要件	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所で求職の申込みを行い、積極的な就労意思及び能力があるにも関わらず、就業できない状態であること 	<ul style="list-style-type: none"> 就労活動に必要な身体能力があること 雇用局に求職者として登録されていること 求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること (再就職活動の指針となる「個別就職計画」に従って行う) 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用エージェンシーに失業登録をしていること 労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態(※)にあること <p>※就労していないもしくは就労時間が(合算して)週15時間未満であること。就業機会の喪失、当該喪失の解消へ向けた努力、職業紹介への応諾という3点の有無を基準に判断。</p>
求職活動を行わない場合の給付制限	<p>①公共職業安定所が紹介した職業に就くこと②公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること③公共職業安定所が行う職業指導を受けること、を正当な理由なく拒否した場合は、1か月間の給付制限がかかる。</p>	<p>合理的理由なく雇用センターとの面談への欠席や求人への応募の拒否等、積極的に求職活動を行わない場合には、手当支給の中断(求職者リストからの抹消)、手当の減額等の措置をとることがある。</p>	<p>合理的理由なく、雇用エージェンシーから要求された求職活動等を行わなかった場合、失業者が自ら就労関係を解消した場合、職業紹介や面接を拒否した場合、1～12週間の支給停止となる。</p>
失業認定の仕組み(対面orオンライン)	<p>4週間に1回、公共職業安定所に出頭して、失業状態にあることの認定を行う。</p> <p>※失業の認定に当たっては、原則2回以上の応募、職業相談などの求職活動実績が必要。</p>	<p>毎月1回、雇用センターのサイトにおいて求職活動の状況を更新。このほか、個別就職計画に沿った職員との面談等を実施。その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> 初回の面談については対面での実施が優先(ロックダウン時には遠隔) 2回目以降の面談については対面・遠隔の双方があり得る <p>※求職者との接触頻度やフォローアップについて、必要性に応じて対応。最も強力なサポートが必要な者には、定期的な対面での面談が必須。</p>	<p>オンライン又は対面で失業登録。<u>失業給付の申請・給付期間中は、雇用エージェンシーへの協力義務が存在し、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書には事実を記載する必要があるほか、 雇用エージェンシーの求めがあった場合には本人の出頭、健康診断、心理検査等が必要となる場合がある。 <p>※失業給付を受けるためには、<u>常時職業紹介所の紹介を受けられる状態(毎営業日、雇用エージェンシーから連絡が取れる状態)</u>であることが必要。</p>
運営機構	公共職業安定所(厚生労働省)	雇用センター (公共雇用サービスを遂行する国の公共機関)	連邦雇用エージェンシー
拠点数・職員数 ※2016年	<p>公共職業安定所数 : 544 職員数 : 26,363人 (うち常勤 : 10,666人) 失業給付受給者数:47.6万人(/月、2020年度平均)</p>	<p>雇用センター数 : 1,040 職員数 : 55,910人 (うち常勤 : 51,033人) 失業給付受給者数:266.1万人(/月、2019年平均)</p>	<p>雇用エージェンシー数 : 766 職員数 : 95,000人 (うち常勤 : 82,800人) 失業給付受給者数:101.1万人(/月、2020年平均)</p>

※人口：約1億2,510万人(2022年3月)

※人口：約6,790万人(2022年7月)

※人口：約8,370万人(2022年3月)

○現行、失業認定において原則として4週間に1回ハローワークへの出頭を求めているが、ITによる遠隔でのコミュニケーション技術の発展等も踏まえ、今後の失業認定の在り方を議論するにあたり、どのような点に留意すべきか。

参 考

○支給日額及び日数は、それぞれ離職前賃金や年齢、離職理由等によって変わる。

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

(2) 賃金日額の年齢別上限額 (令和3年8月1日～) 【法17】

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	2,577 円	13,520 円
30歳以上45歳未満		15,020 円
45歳以上60歳未満		16,530 円
60歳以上65歳未満		15,770 円

(3) 基本手当の給付率【法16】

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,577 - 4,970 円	80%	2,061 - 3,976 円
4,970 - 12,240 円	80 - 50%	3,976 - 6,120 円
12,240 - 16,530 円	50%	6,120 - 8,265 円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,577 - 4,970 円	80%	2,061 - 3,976 円
4,970 - 11,000 円	80 - 45%	3,976 - 4,950 円
11,000 - 15,770 円	45%	4,950 - 7,096 円

(4) 給付日数(原則) 【法22,23】

(イ) 倒産、解雇等による離職者((ハ)を除く)

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 一般の離職者((イ)又は(ハ)以外の者)

区分 \ 被保険者であった期間	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則(ロ)の給付日数だが、令和7年3月31日までは、暫定的に(イ)の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者(障害者等)

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			

求職者給付（基本手当）

<特定受給資格者・特定理由離職者・一般受給資格者の比較>

類型	概要	受給に必要な被保険者期間	所定給付日数	給付制限期間
特定受給資格者	倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者	1年以内に6か月	90日～330日 (一般よりも手厚い)	なし
特定理由離職者 (特定受給資格者に該当する者を除く)	期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者	1年以内に6か月	90日～330日 (一般よりも手厚い) ※令和7年3月31日までの 暫定措置	なし
	その他やむを得ない理由により離職した者		90日～150日 (一般と同じ)	
一般受給資格者	上記以外の者	2年以内に12か月	90日～150日	2か月 ※5年以内に2回を超える場合は3か月 ※災害時は1か月に短縮

※1 就職困難者（障害者等）については、上表にかかわらず所定給付日数は150日～360日（その他の要件は、上表の各類型による）

※2 令和2年5月1日から厚生労働大臣が定める日までの間、①本人の職場で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したこと、②本人または同居の親族が基礎疾患を有すること、③妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、新型コロナウイルス感染症の感染予防等の観点からやむを得ず離職した場合には特定受給資格者と扱われる

雇用保険（基本手当）の手続きの流れ

1 離職票の交付

- 労働者の離職後、事業主が「喪失届」をハローワークに提出
- ハローワークにおいて、「喪失届」提出時に併せて事業主から証明された離職時賃金額や離職理由を審査の上（※1）、雇用保険の受給手続きに必要な「離職票」を離職者に交付

※1 雇用保険は、離職時賃金額の5～8割を支給

また、離職理由が倒産、解雇等の場合には給付日数が手厚くなる一方、正当な理由のない自己都合・重責解雇による場合には給付制限がある。

2 求職申込みの受理と受給資格決定

- ハローワーク（職業相談部門）において、離職者からの求職申込みを受理するとともに職業相談
- 引き続き、ハローワーク（雇用保険部門）において、「離職票」を受理して雇用保険の受給資格決定
- 受給資格決定は、①②を審査して行う。
 - ① 一定の被保険者期間（原則12か月間）があること
 - ② 「失業」の状態にあること（※2）
- 受給資格決定の際、離職者が離職票に記載された離職理由に異議がある場合、ハローワークで再度調査を行う。
 - ※2 就職したいという意思と就職できる能力（健康状態・家庭環境など）がある状態
ハローワーク（職業相談部門）での職業相談状況なども踏まえて判断

3 失業の認定（4週間に1回）

- ハローワーク（雇用保険部門）において、4週間に1回、離職者が「失業」状態にあったことを認定して、雇用保険を支給
- **失業の認定時に求職活動が低調な者**（※3）に対しては、就職意欲を喚起するとともに**ハローワークの職業相談部門に誘導**する。

※3 失業の認定に当たっては、原則2回以上の応募、職業相談などの求職活動実績が必要

4 就職（支給終了）

雇用保険法(昭和49年法律第116号)

(定義)

第四条 (略)

3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

(就職への努力)

第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

(失業の認定)

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者・・・が失業している日・・・について支給する。

2 前項の失業していることについての認定・・・を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行うものとする。・・・

4 (略)

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行うものとする。

雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)

(失業の認定)

第二十二條 受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、失業認定申告書(様式第十四号)に受給資格者証を添えて提出した上、職業の紹介を求めなければならない。ただし、受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格者証を添えないことができる。

2 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対して失業の認定を行つたときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載した上、返付しなければならない。

(失業の認定の方法等)

第二十八條の二 管轄公共職業安定所の長は、失業の認定に当たつては、・・・失業認定申告書に記載された求職活動の内容を確認するものとする。

2 (略)

3 管轄公共職業安定所の長は、第1項の確認の際に、受給資格者に対し、職業紹介又は職業指導を行うものとする。

雇用保険業務取扱要領

51202 (2) 労働の意思

労働の意思とは、就職しようとする積極的な意思をいう。

すなわち、安定所に出頭して求職の申込みを行うのはもちろんのこと、受給資格者自らも積極的に求職活動を行っている場合に労働の意思ありとするものである。

51203 (3) 労働の能力

労働の能力とは、労働（雇用労働）に従事し、その対価を得て自己の生活に資し得る精神的・肉体的及び環境上の能力をいうのであり、受給資格者の労働能力は、安定所において本人の体力、知力、技能、経歴、生活環境等を総合してその有無を判断するものである。

51204 (4) 職業に就くことができない状態

職業に就くことができない状態とは、安定所が受給資格者の求職の申込みに応じて最大の努力をしたが就職させることができず、また、本人の努力によっても就職できない状態をいうのである。この場合、安定所は、その者の職歴、技能、希望等を配慮した上で、職業紹介を行う。

51254 (4) 労働の意思及び能力があるかどうかの確認

ロ 求職活動実績に基づく失業の認定 ※平成14年9月に新設

(イ) 失業の認定の対象となる求職活動実績の基準

a 求職活動の回数

(a) 基本手当に係る失業の認定日において、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間（法第32条の給付制限の対象となっている期間を含む。以下「認定対象期間」という。）に、求職活動を行った実績（以下「求職活動実績」という。）が原則2回以上あることを確認できた場合に、当該認定対象期間に属する、他に不認定となる事由がある日以外の各日について失業の認定を行う。

(略)

(ロ) 求職活動の範囲

求職活動実績として認められる求職活動は、就職しようとする積極的な意思を具体的かつ客観的に確認し得る活動であることを要し、受給資格者と再就職の援助者との間に、次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動及び求人への応募等がこれに該当するものである。

このため、単なる、職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動実績には該当しない。

a 安定所…、許可・届出のある民間需給調整機関…が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等…が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。…

b 求人への応募には、実際に面接を受けた場合だけではなく、応募書類の郵送、筆記試験の受験等も含まれる。

ただし、書類選考、筆記試験、採用面接等が一の求人に係る一連の選考過程である場合には、そのいずれまでを受けたかにかかわらず、一の応募として取り扱う。

雇用保険業務取扱要領(続き)

ハ 労働の意思又は能力があるかどうかの確認については慎重に取り扱うべきもの

(イ) 略

(ロ) 求職条件として短時間就労を希望する者

雇用保険の被保険者となり得る求職条件 (略) を希望する者に限り労働の意思を有する者と推定される。

(ハ) 内職、自営及び任意的な就労等の非雇用労働へ就くことのみを希望している者

労働の意思を有する者として扱うことはできない。

ただし、求職活動と並行して創業の準備・検討を行う場合にあっては、その者が自営の準備に専念するものではなく、安定所の職業紹介に応じられる場合には、労働の意思を有する者と扱うことが可能であるので慎重に取り扱うこと。 (略)

(ニ) 職業指導を行ったにもかかわらず、特別の理由がないのに安定所が不相当と認める職業又は不当と認める労働条件その他の求職条件の希望を固執する者

この者は、一応労働の意思がないものと推定される。

(以下略)

51255 (5) 就職した日又は自己の労働による収入があったかどうかの確認

失業の認定を受けるべき期間中において受給資格者が就職した日があるときは、就職した日についての失業の認定は行わない。

また、その期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の額に応じて基本手当等の支給額を減額する場合がある。

就職とは雇用関係に入るものはもちろん、請負、委任により常時労務を提供する地位にある場合、自営業を開始した場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの (4時間未満であっても被保険者となる場合を含む。) をいい、現実の収入の有無を問わない。

自己の労働による収入とは就職には該当しない短時間の就労等 (「以下「短時間就労」という。) による収入であり、原則として1日の労働時間が4時間未満のもの (被保険者となる場合を除く。) をいう (雇用関係の有無は問わない)。

なお、1日の労働時間が4時間未満であっても、それに専念するため安定所の職業紹介にすぐには応じられないなど、他に求職活動を行わない場合は、当然に、労働の意思及び能力がないものとして取り扱う。

雇用保険手続におけるオンライン化の状況（現状及び検討中の内容）

- 事業主が行う手続は基本的に電子申請が可能であり、オンライン利用率の向上に取り組んでいる。
- これに加え、政府方針、労使団体・社会保険労務士会・労働局からの要望等を踏まえ、逐次利便性向上に向けた取組を実施。
- また、令和8年度のシステム更改に向け、全47労働局を通じた雇用保険制度全般に関するアンケート調査（R3.6月）、労働局・ハローワークを訪問しての意見交換（R3.7月～11月）等を踏まえ、雇用保険用Webサイトの構築等を検討中。 ※黄色Boxの内容

雇用保険用Webサイトを活用し、受給資格の確認や給付額シミュレーションなどを可能とすることを検討中

資格取得届・資格喪失届・離職証明書の提出はオンライン申請可能（オンライン利用率約50%）

+ オンライン申請のエラーチェック機能の強化等を検討中

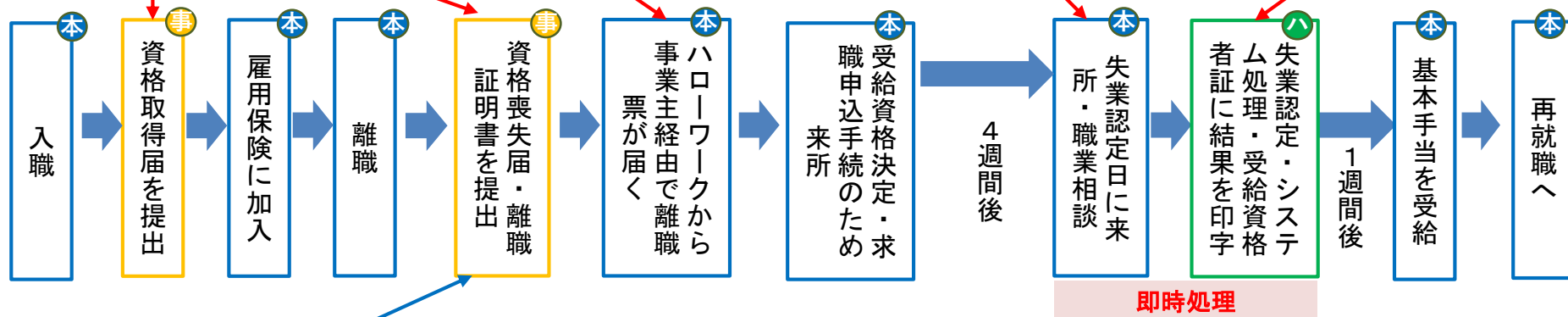
離職票の電子交付化（希望者のみ、R6年度～段階的实施予定）
⇒事業主の負担軽減、本人の受給手続までの期間短縮

従来の受給資格者証の代替としてMNカードを活用予定（R4.10月～段階的实施）
⇒MNカードの普及促進、受給者の利便性の向上

MNカード活用者への支給日数や支給額の電子通知を検討中

- 本：本人
- 事：事業主
- ハ：ハローワーク

□：デジタル関係（点線は予定事項）



離職証明書をOCR入力可能とし電子的に処理・管理することを検討中
⇒これに伴い離職票の賃金日額計算の自動化も検討中

業務体制等 関連データ

(雇用保険給付関係)

● 年間認定件数等(令和2年度)

受給資格決定 : 約 151 万件

失業認定 : 約 656 万件

※ 546,729人(受給者実人員)×12 ※延長給付等含む

参考:リーマンショック時(平成21年度)971,098人(受給者実人員)×12=約1,165万件

● 雇用保険部門の職員数

約 5,500 人(令和2年度)

※常勤職員 約 2,700 人、非常勤職員 約 2,800 人

※給付業務に従事する職員のほか、適用業務等に従事する職員も含む。

(職業相談関係)

● 年間延べ職業相談件数(令和3年度)

約 1,945 万件 (うちオンライン職業相談 約13,600件)

● 職業紹介部門の職員数

約 14,600 人 (令和3年度)

※常勤職員 約 4,500 人、非常勤職員 約 10,100 人

※職業紹介業務に従事する職員のほか、新規学卒支援業務、障害者職場定着支援業務等に従事する職員も含む。

第2回雇用保険制度研究会におけるご意見

失業認定の在り方

- 保険事故としての失業の特性、モラルハザードが起きやすいという面を考えると、失業認定に当たってハローワークに出頭してもらうこと自体は非常に重要。他方、出頭が著しく困難である場合はオンラインの活用を検討すべき。
- 市町村取次については、市町村職員が代わりに行うよりは、ハローワークの職員と受給者をオンラインで結んで失業認定を行うことを検討してもいいのではないか。
- 全てオンラインで済むようになり来所の必要がなくなると、失業状態であることのコストが低くなり、失業を長引かせることにならないかと危惧はするが、職員負担を減らすという観点からも、オンライン活用により効率化を進めていった方がいいのではないか。他方、オンライン化が必ずしも職員の業務負担軽減につながらない場合もあることに留意が必要。
- オンラインをうまく組み合わせることで、モラルハザードの起こりやすさ等の観点も踏まえ、必ずしも全員に対して対面の失業認定を行う立て付けにしないことも考えられるのではないか。また、初回は来所するが、2回目以降はオンラインによるということも可能ではないか。
- 諸外国の例を見ると、求職者に個別的に就職支援のための計画を策定しており、これが日本の失業認定に相当するような活動になっている。日本でもそのような個別的な計画が立てられていれば、そういった計画通りに進んでいるかを確認するなどによって失業認定を行うことも考え得るのではないか。
- イギリスやフランスのように、再就職支援活動がある種のアグリーメントのような形で可視化する工夫が、失業認定のオンライン化において有益な意味をもつ可能性もあるのではないか。